



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発責 教育・広報部
2020年1月10日 No.160

12項目からなる、第六次申し入れを提出！

申第18号「変革2027を踏まえた新たなジョブローテーションの実施に関する第六次申し入れ」

東日本ユニオンは1月10日、申第18号「変革2027を踏まえた新たなジョブローテーションの実施に関する第六次申し入れ」を経営側に提出しました。

2019年3月28日に提案を受けて以降、五次にわたり団体交渉を重ねてきました。その中で人事運用は任用の基準としながらも、社員一人ひとりが主体的にさまざまな経験を可能とし、将来像が描けるよう「夢や希望を実現する」と言われています。

しかし、これまでのライフサイクルとの違いから、今日段階においても組合員が将来像を描く上で具体的にすべき疑問が多岐にわたって現存しているため、12項目にわたる申し入れを行い、内容を明らかにさせていきます。

《申し入れ項目》

1. 現行のライフサイクルにより同一箇所、同一担務で10年以上経過している社員（営業職、輸送職、車掌、運転士）に対する評価について明らかにすること。
2. 社員が描く「夢や希望」と担務変更の需給における人事運用の考え方を明らかにすること。
3. 新幹線乗務員公募制異動と公募制異動（エリア）の考え方の違いについて明らかにすること。
4. 運転士、車掌の指導担当は主務職に限定しているのか明らかにすること。
5. 運転士、車掌以外から指導担当への担務変更はあるのか明らかにすること。
6. 新幹線運転士（新規）の免許取得に関わる学科講習期間及び学科講習内容を明らかにすること。
7. 新幹線運転士（新規）の免許取得に関わる技能講習期間及び技能講習内容を明らかにすること。
8. 車掌経験の無い社員が新幹線車掌になった場合の研修期間及び研修内容を明らかにすること。
9. 車掌経験の無い社員が新幹線車掌になった場合の見習い期間を明らかにすること。
10. 新幹線運転士（新規）から在来線運転士に担務変更した場合の免許取得に関わる学科講習並びに技能講習の考え方を明らかにすること。
11. 駅、車掌、運転士以外の系統から車掌、運転士へ担務変更する場合は、2年間の駅業務経験を必要とするのか明らかにすること。
12. 新幹線電気車運転免許を取得している社員が新幹線運転士へ担務変更する場合の考え方を明らかにすること。

さらに運用が具体的にしなければ、将来像は描けない！